

新型コロナウイルス

栃木県内全域「緊急事態宣言」発令中

不要不急の外出は控えましょう！

■期 間：1月14日（木）～2月7日（日）

（状況により延長される場合があります）

■内 容：①外出自粛の要請
（日用品の買い物、通勤・通学・通院等を除く）

②営業時間の短縮 ③イベント等の開催制限

新型コロナウイルス感染症患者の急増を受け、国は、栃木県を対象とする緊急事態宣言を発令しました。県知事から感染拡大を食い止めるため、不要不急の外出自粛が要請されています。また、一部の施設に営業時間短縮の要請が出されています。（1月29日現在）

営業時間短縮の要請

県内の飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店、バーやカラオケボックスなどの遊興施設等に対し、営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供は午前11時から午後7時までとするよう要請しています。その他、集会場、運動施設、図書館などにも、営業時間を午後8時までとするよう協力を依頼しています。



町公共施設の休館・休場 （役場庁舎・支所以外）

貸館など町公共施設の利用については、緊急事態宣言発令中は、休館・休場としています。また、感染状況が落ち着くまで当面の間、利用予約の受付も休止しています。※各施設の詳しい状況は、町ホームページ（左コード）をご覧ください。



発熱時 まずはかかりつけ医に電話でご相談ください

発熱等の症状が出た場合は、落ち着いてまず、かかりつけ医に必ず電話で相談しましょう。

症状：発熱やせき、息苦しさ、倦怠感(だるさ)、味覚異常など

必ず電話で相談

かかりつけ医・身近な医療機関

●対応できる場合
診察・検査

●対応できない場合
相談を受けた医療機関
が診察・検査ができる
医療機関を紹介します。

かかりつけ医がいない方や夜間など
どこに電話してよいか迷った場合

受診相談センター

☎0570-052-092

※24時間対応（土日祝を含む）

